

## 焼酎についての情報提供（案）

告示中の名称 : 焼酎

指定対象の範囲 : 酒税法（昭和 28 年 2 月 28 日法律第 6 号）第 3 条第 9 号に規定する「連続式蒸留しようちゆう」及び同条第 10 号に規定する「単式蒸留しようちゆう」であり、酒税関係法令に則った表示がされたもの

参考となる対象病害虫、使用方法及び使用する際の注意点

品名	種類	薬効が認められる対象病害虫	参考となる使用方法	使用する際の注意点等
焼酎	殺虫剤及び殺菌剤（散布用）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・きゅうりのうどんこ病</li> <li>・きゅうり、トマト、なし、もものアブラムシ等病害虫全般</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルコール分 0.4% 程度に薄めたものを 100～500 L/10a 散布。</li> <li>食酢、糖類と混合したものを使用している事例もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害な成分が抽出されるおそれがあるので、食用に供しない物をつけ込んだ焼酎の使用はさけること。</li> </ul>

アルコール分の単位である「度」 = 「%」

## 焼酎を特定農薬に指定することについてのこれまでの検討状況

### 1 焼酎について

#### (1) 検討対象の情報

酒税法第 3 条第 9 号に規定する「連続式蒸留しようちゆう」及び同条第 10 号に規定する「単式蒸留しようちゆう」の製品

#### (2) 用途

きゅうり、なし及びもも等の病虫害防除を目的とする

### 2 検討状況

(1) 農林水産省及び環境省が焼酎を殺菌剤及び殺虫剤として使用する際の評価に必要な資料を整理。

(2) 第 6 回合同会合において、薬効がないことから検討を打ち切ったが、平成 21 年 7 月 13 日の評価指針の見直しにより、食品については、使用実態をもって薬効に替えられることとされ、使用実態に関する情報が得られたため、改めて審議を行うこととした。

(3) 第 11 回合同会合において、安全性に関する審議を行い、食品安全委員会に当該資材の食品健康影響評価について意見を聴取することとされた。  
主な審議の内容は、次のとおり。

特定農薬として指定する対象は使用実態に即した「水で希釈した焼酎」や「焼酎 + 食酢」ではなく、酒税法に定める「焼酎」とされた。

(4) 平成 25 年 3 月 14 日、食品安全委員会に当該資材の食品健康影響評価を依頼した。

(5) 平成 25 年 8 月 26 日、食品安全委員会より当該資材の食品健康影響評価が通知された。